

ノーモア・ミナマタ東京支援連・サポーターニュース

第57号 2025年4月1日発行

◆連絡先◆ノーモア・ミナマタ東京支援連絡会（担当）小池盛明

Tel.03-3352-3663/ FAX 03-3352-9476 〒160-0022 東京都新宿区新宿2-1-3 10F

E-mail nomoaminamatatokyoshien@gmail.com

「厳しい弁論が続く」 民事 42 部 水俣東京裁判

- 1) 被告国側は「原告の水俣病り患を全否定」。根拠は「公的検診の結果と一部医療機関のカルテ」のみ。
- 2) 原告弁護団から3月3日の大法廷で「厳しく反論」
 - ①12月に続き「11人分の個別反論書面」とそれを支える「準備書面・個別論4書面」を提出。「原告が汚染魚を多食し、四肢抹消の感覚障害を発症」している。「水俣病り患は明らか」である事。
 - ②「公的検診」は「誤った水俣病の病像」を前提にしている。
 - ③従って、検診医は「症状を正確に捉えられず、検診結果の信頼性低い」事。書面に基づき遠藤弁護士が詳しく陳述しました。
- 2) 次回6月11日は、被告提出の「責任、病像、暴露（水銀を体内に取入れた事）、疫学」に関する準備書面に全面的な反論を行います。その後は、総論からいよいよ「原告の被害を明らかにする」個別立証に入ります。
最後に柳澤弁護士が立ち、「疫学に関する国側の主張の矛盾」に関し認否をしない被告の態度を厳しく追及しました。

政治の力ですべての水俣病被害者の早期救済を！

—国会行動で「水俣病解決のための法案」作成へ大きく前進！—

1月～3月の国会行動では、全国から原告団、弁護団、支援者500人超で衆参約100人の国会議員と面談、各政党との懇談を行い、水俣病の解決へ向けて協力と議連への参加を訴えてきました。議連は、すべての野党から60名を超えました。2月13日の院内集会には国会議員24名名の参加で解決へ向けての意見交換が行われました。

25日の新潟控訴審期日報告集会では全体で80名、国会議員23名が参加し、新署名10,000筆を国会議員に託しました。

議連中心メンバーと弁護団解決チームとの懇談を重ね、「解決のための法案」作成へ大きく前進しました。



25日の報告集会

今後の裁判の予定

5月15日（木）新潟訴訟東京高裁第3回口頭弁論期日行動

- 13時30分～13時50分 環境省前アピール行動
14時 ～14時10分 入廷行進（東京高裁前）
14時20分～14時40分 一般傍聴券抽選交付受付（東京高裁構内）
15時 ～16時 第3回口頭弁論（101号第大法廷）
16時30分～17時30分 報告集会・記者会見
（衆議院第1議員会館地下1階第6会議室予定）

7月29日（火）新潟水俣病東京高裁第4回口頭弁論期日

6月11日（水）東京地裁民事42部第36回口頭弁論期日行動

- 12時40分～ 裁判所前宣伝・集会
13時30分～ 42部36回口頭弁論（103号大法廷）
終了後 報告集会（裁判所前）
14時30分～ 環境省前 宣伝要請

9月29日（月）東京地裁民事42部第37回口頭弁論期日

「すべての水俣病被害者を一刻も早く救済する署名」

にご協力ください。

2023年9月大阪地裁は原告128名善意を水俣病と認める画期的な全面勝訴をしました。24年3月には、熊本地裁が20年の期間（除籍期間）が経過しているとして全員敗訴させましたが、原告144名のうち25名を水俣病と認めました。24年4月、新潟地裁は原告47名のうち26名を水俣病と認めました。

これら3地裁判決が共通して明らかにしたことは、これまで行政の救済制度から漏れ放置されてきた水俣病被害者が多数取り残されていることです。

他方、原告らの平均年齢は75歳を超え亡くなるものも後を絶たず、「生きているうちに救済を」は悲痛な叫びとなっています。一刻も早い解決が急がれています。

同封の署名用紙にご協力をお願いいたします。

